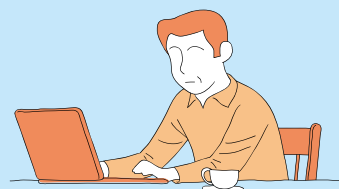


# 国などが行っている支援制度



## こどもみらい住宅支援事業

子育て支援と2050年カーボンニュートラルの現実に向け、子育て世帯または若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得に伴う負担を軽減するとともに、住宅の省エネルギーフォーム等を補助することにより、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図ることを目的とする補助金事業

**（新築・分譲）**

住宅の省エネ性能等に応じて60万円～100万円の補助

**（リフォーム）**

工事の内容や属性に応じて5万円～最大60万円の補助

### ● 問い合わせ先 ●

こどもみらい住宅支援事業事務局  
TEL：0570-033-522

### ● ホームページ ●

<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>

## 太陽光発電及び蓄電池システム共同購入事業

再生可能エネルギーの更なる普及拡大を目的に、事業者との連携のもと、太陽光発電システム等の購入希望者を募り、共同購入によるスケールメリットを活かし、価格低減を促すことで、太陽光発電システム等の設置にかかる費用負担を軽減する制度

### ● 問い合わせ先 ●

北海道環境生活部ゼロカーボン推進局  
ゼロカーボン戦略課 TEL：011-204-5334

### ● ホームページ ●

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/zcs/tiyoukou.html>

## 住宅に係る減税制度

住宅取得のほか、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修等の工事を行う際の所得税の控除や、固定資産税の減額など



### 住宅の取得に利用可能な税制特例

- ・住宅ローン減税【所得税、個人住民税】
- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置【贈与税】
- ・住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置【登録免許税】
- ・不動産取得税に係る特例措置【不動産取得税】
- ・新築住宅に係る税額の減額措置【固定資産税】
- ・認定長期優良住宅に関する特例措置【所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、個人住民税】
- ・認定低炭素住宅に関する特例措置【所得税、登録免許税】
- ・買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置【登録免許税、不動産取得税】

### 住宅のリフォームに利用可能な税制特例

- ・住宅ローン減税【所得税、個人住民税】
  - ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置【贈与税】
  - ・耐震改修に関する特例措置【所得税、固定資産税】
  - ・省エネ改修に関する特例措置【所得税、固定資産税】
  - ・バリアフリー改修に関する特例措置【所得税、固定資産税】
  - ・長期優良住宅化リフォームに関する特例措置【所得税、固定資産税】
  - ・同居対応改修に関する特例措置【所得税】
- ※そのほか住宅の譲渡に利用可能な税制特例もあります

### ● 問い合わせ先 ●

【国税（所得税など）】お住まいを管轄する税務署  
【道税（不動産取得税）】道税事務所  
【市税（個人住民税、固定資産税）】お住まいを管轄する市税事務所

### ● ホームページ ●

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr2\\_000011.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html)

## その他の補助制度など

このほかにも、2022年度に国などで計画している事業があります。ホームページなどご確認ください。

事業名	概要
長期優良住宅化リフォーム推進事業	性能向上のためのリフォーム及び適切なメンテナンスによる住宅ストックの長寿命化を図る優良な取り組みに対し、事業の実施に要する費用の一部を補助 【問合せ先】国土交通省住宅局住宅生産課 TEL：03-5253-8111 【ホームページ】 <a href="http://www.kenken.go.jp/chouki_r/">http://www.kenken.go.jp/chouki_r/</a>
ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）支援事業	住宅をできる限り省エネルギーに努め、再生エネルギーにより年間のエネルギー消費量が概ねゼロの住宅（ZEH）を新築又はZEHへ改修する者に補助 【問合せ先】環境省地球環境局地球温暖化対策室脱炭素ライフスタイル推進室 TEL：0570-028-341
LCCM住宅整備推進事業	先導的な脱炭素住宅であるLCCM住宅の整備に対して行う補助 【問合せ先】LCCM住宅整備推進事業実施支援室 TEL：03-6803-6683 【E-mail】 <a href="mailto:info@lccm-shien.jp">info@lccm-shien.jp</a>

※各制度にはさまざまな条件がありますので、詳しくは各担当部署へご確認ください。

2022年6月現在